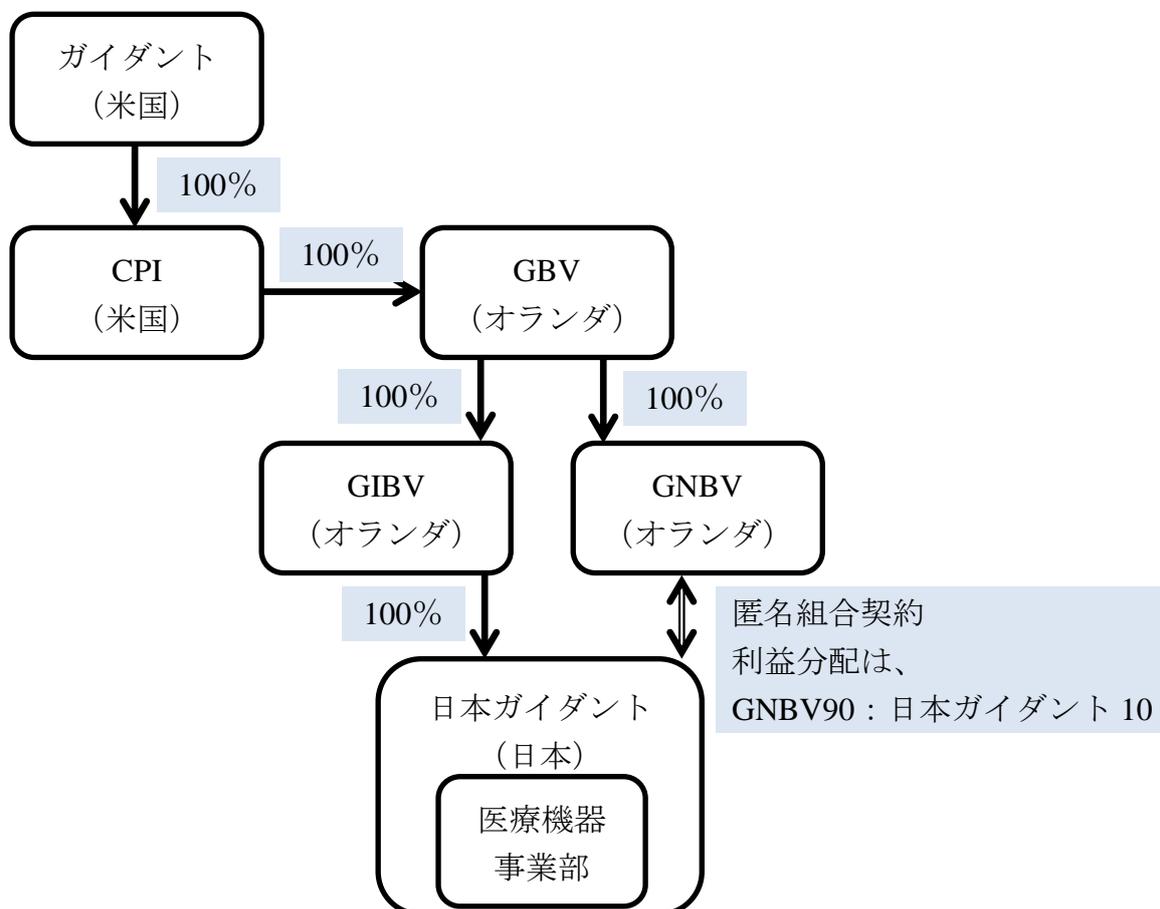


**事例 1 匿名組合契約を利用した租税回避スキームにつき、訴訟で依頼者たる納税者の意図通りの判決を勝ち取った事例
(日本ガイダント事件最高裁決定)**

オランダ法人が日本法人から匿名組合契約に基づいて受領した利益分配金に係る、日本における当該オランダ法人に対する法人税課税処分が、判決によって取り消された事例（日本ガイダント事件、最高裁平成 20 年 6 月 5 日決定）。当事務所税理士が、訴訟において納税者側の補佐人税理士を務めた。

<事案>

米国ガイダント・コーポレーションが、日本イーライ・リリー株式会社から医療機器事業部を買収し当該事業を日本国内で行うこととなった。当該事業からは相当の利益があがる見込みであったことから、当該事業を日本ガイダントに買収させ、日本ガイダントと GNBV の間の匿名組合契約に基づき日本ガイダントから GNBV に利益分配するという租税回避スキームが採用された（租税回避目的で、下記の関係図のようなグループ体制が構築された）。GNBV の、日本ガイダントから受領した利益について日本での納税義務はないとの見解に対し、日本の課税当局は、当該利益に対して課税処分を行った。



<争点>

日本ガイダントから GNBV への利益分配金の根拠となる契約は、匿名組合契約か任意組合契約か。

事件の当時（平成 10 年）の税制では、GNBV に対する日本ガイダントからの利益分配金の根拠となる契約が、

- (1) 匿名組合と認定される場合には、日蘭租税条約（第 20 条 1 項）上、日本では非課税
- (2) 任意組合と認定される場合には、任意組合契約の業務執行者である日本子会社がオランダ法人の日本における恒久的施設と認定され、利益分配金は日蘭租税条約上オランダ法人の「事業利得」（第 7 条）となるから、当該利益分配金は恒久的施設に帰せられるべきものとして、日本で課税対象となる。

<判決>

- ・ 契約内容について詳細に認定し、利益分配金の根拠となる契約は匿名組合契約である、と認定した。
- ・ 租税負担回避を目的とするものであっても、真に匿名組合契約を締結する旨の合意があれば、当該匿名組合契約の成立を否定することはできない。
(地裁の判断が高裁にて維持され、最高裁では上告が受理されなかった)